平成２４年（フ）第３号
静岡市清水区銀座13―15　ＰＡＬ　ＣＩＴＹ　ＣＯＵＲＴ204号室、住民票上の住所静岡市駿河区下島370番地の１
債務者　増田　敦子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　御宿　哲也
４　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月23日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
岐阜県関市平賀町８丁目１番地　アンビエンテひらが702
債務者　ニューワールドセブンこと　立木　將雄
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
４　破産債権の届出期間　平成24年３月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月24日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
栃木県那須塩原市弥生町３番20号
債務者　森　紀代子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室井　淳男
４　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２８号
東京都多摩市連光寺２丁目33番地の１エクセレント聖蹟桜ケ丘406
債務者　小林　敏夫
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　番場　弘文
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９号
東京都多摩市連光寺２丁目33番地の１エクセレント聖蹟桜ケ丘406
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　番場　弘文
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
北海道登別市新生町１丁目13番地14　寿ハイツ新生103、前住所北海道登別市富岸町２丁目20番地12
債務者　菊地　　聡
１　決定年月日時　平成24年１月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　智
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４７号
山形県上山市相生字下見ル目755番地の12
債務者　深瀬　　誠
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５９号
山形市蔵王成沢2163番地の27
債務者　梅津三芳子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６２号
山形県東根市大字羽入2756番地２
債務者　阿部　　哲
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
山形県東村山郡山辺町大字要害243番地１、申立時の住所山形県東村山郡山辺町大字要害253番地
債務者　長岡千寿子
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６４号
山形市桜田東２丁目９番６―203号　パラッツォ、前住所山形県上山市十日町５番７号
債務者　石井　愛美
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
山形市内表東187番地の２
債務者　鈴木　由衣
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
山形県村山市大字稲下32番地
債務者　地主さゆりこと　李　　忠榮
１　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８２号
長崎県諫早市高来町東平原44番地１、旧住所愛知県一宮市小信中島字新田前84番地
債務者　小柳　紀子
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
長崎県大村市植松３丁目128番地14、前住所長崎県諫早市多良見町市布1520番地　セジュールマインＢ203号
債務者　福田　慎司
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
長崎県大村市岩松町946番地１　田中アパート101号室、旧住所長崎県大村市小川内町525番地16
債務者　古野留美子
１　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係